

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和四年十月十八日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第四十一号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年徳島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 定年による退職等(第二条―第五条)

第三章 管理監督職務上限年齢による降任等(第六条―第十一条)

第四章 定年前再任用短時間勤務職員の任用(第十二条)

第五章 雑則(第十三条)

附則

第一章 総則

第一条中「」第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三並びに」を「。以下「法」という。第二十二條の四第一項、第二十八条の二(第三項を除く。)、第二十八条の五、第二十八条の六(第四項を除く。)、第二十八条の七及び附則第二十一項から第二十三項まで、」に、「の規定」を「、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の四第二項並びに同法附則第三十八項の規定により読み替えて適用する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)附則第九条の規定」に改める。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 定年による退職等

第三条を次のように改める。

(定年)

第三条 職員の定年は、年齢六十五年とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事の事務部局において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢七十年とする。

第四条第一項中「の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その」を「に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九条の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条の管理監督職をいう。以下この項及び次項において同じ。）

を占めているものについては、第九条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四条第一項各号を次のように改める。

一 当該職務に従事している職員の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により、公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

第四条第二項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に、「一年」を「これらの期限の翌日から起算して一年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第三項中「引き続き」を「引き続き」に改め、「場合には、」の下に「あらかじめ」を加え、同条第四項中「任命権者は」の下に「、第一項の規定により引き続き勤務させることとした職員及び第二項の規定により期限を延長した職員について」を加え、「第一項の事由が存しなくなった」を「第一項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改

める。

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職務上限年齢による降任等

(管理監督職務上限年齢による降任等をすべき管理監督職)

第六条 法第二十八条の二第一項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職（これらの職のうち、医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。以下「管理監督職」という。）とする。

一 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号。以下「職員給与条例」という。）第五条の二第一項、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号。以下「学校職員給与条例」という。）第十四条の二第一項、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十六号）第四条若しくは病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）第五条に規定する管理職手当又は徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号。以下「警察職員給与条例」という。）第九条に規定する給料の特別調整額の支給を受ける職員の職

二 職員給与条例第四条第一項第一号、学校職員給与条例第四条第一項第三号又は警察職員給与条例第四条第一項第二号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が六級以上である職員の職（前号に掲げる職を除く。）

三 職員給与条例第四条第一項第二号又は警察職員給与条例第四条第一項第三号に掲げる研究職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が四級以上である職員の職（第一号に掲げる職を除く。）

四 職員給与条例第四条第一項第三号に掲げる医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうちその職務の等級が六級以上である職員の職（第一号に掲げる職を除く。）

五 職員給与条例第四条第一項第三号ハに掲げる医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうちその職務の等級が六級以上である職員の職（第一号に掲げる職を除く。）

六 職員給与条例第四条第一項第四号に掲げる特定獣医師職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が五級以上である職員の職（第一号に掲げる職を除く。）

七 学校職員給与条例第四条第一項第一号に掲げる小学校中学校教育職給料表又は同項第二号に掲げる高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の等級が三級以上である職員の職（第一号に掲げる職を除く。）

八 警察法第六十二条に規定する警察官の階級のうち警視又は警部（第一号に掲げる職を除く。）

九 前各号に掲げる職のほか、これらに相当する職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職務上限年齢)

第七条 管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職(以下「他の職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下「降任等」という。)を行うに当たっては、法第十三条、第十五条、第二十三条の三、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、他の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職(以下「他の職」という。))への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下「降任等」という。))とあるのは「警察法第五十六条の四第一項に規定する特定地方警務官(以下この項において単に「特定地方警務官」という。))について、同条第一項の規定による任命(以下「特定任命」という。))と、同項第一号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、「当該降任等」とあるのは「当該特定任命」と、同項第二号中「他の職」とあるのは「警視以下の階級」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第三号中「当該職員」とあるのは「当該特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「上位職職員」とあるのは「上位職特定地方警務官」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。)の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。))

で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務に従事している職員の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により、公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該管理監督職を現に占める職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、職務の遂行上重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する重大な障害が生ずると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する重大な障害が引き続き生ずると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により特定管理監督職群の他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ、それぞれ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十一条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務職員の任用

第十二条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第五章 雑則

（人事委員会規則への委任）

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定年に関する特例等）」を付し、同項を次のように改める。

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

附則に次の三項、見出し及び二項を加える。

3 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号。以下「令和四年改正等条例」という。）第一条の規定による改正前の第三条第一号に掲げる職員（第三条第二項に規定する医師及び歯科医師を除く。）に相当する職員として人事委員会規則で定める職員に対する第三条第一項の規定の適用については、前項の規定は、適用しない。

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和四年改正等条例第一条の規定による改正前の第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員に対する第三条第一項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第一項中「六十五年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

5 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七十年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

（情報の提供及び意思の確認）

6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに病院、診療所、保健所その他の施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下同じ。）が年齢六十年（附則第四項に規定する者にあつては、年齢六十三年。以下同じ。）に達する日の属する年度の前年度（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

一 当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員（次号に掲げる職員を除く。） 当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間

二 異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員 当該職員の異動等の日が属する年度（同日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）

7 警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「以下」の下に「この項から第三項までにおいて」を加え、同項第二号中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第一号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の下に「この号及び次項において」を加え、同条第三号中「以下」の下に「この号及び第三号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第三号中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に、「前号に定める額の合計額と」を「同号に定める額の合計額と」に改め、同条第三項中「以下」を「第一号及び次項において」に改め、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改める。

第九条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項第一号及び第五項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第十一条第二項中「第十一条の四」を「第十一条の四第二項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条の四第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「第十一条の二」を「第十一条の二第二項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「基準日という。以下この条及び次条」を「基準日という。以下この項及び次条第三項」に、「同項」を「第十一条の四第一項」に、「定める日という。以下この条及び次条」を「定める日という。以下この項及び次条第三項」に改める。

第十一条の六の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「及び第十条の二の二」を「、第十条の二の二及び第十四条第三項から第十項まで」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(初任給、昇格、昇給等の基準)」を付し、同条第四項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第五項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第二項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項又は第四項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第十四条の二を削る。

第十八条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第三項の前の見出しとして「(六十歳に達した日後における最初の四月一日以後における給料月額等の特例措置)」を付し、同項から附則第六項までを次のように改める。

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第五項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第十四条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級並びに同条第三項、第四項、第六項及び第七項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年徳島県条例第四十一号)第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年徳島県条例第四十一号)第三条第一号に掲げる職員(第四号に掲げる職員を除く。)に相当する職員として人事委員会規則で定める職員

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第六条の管理監督職を占める職員

四 職員の定年等に関する条例第三条第二項に規定する職員

五 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていなかった職員を除く。)

5 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。以下この項において同じ。)をされた

職員であつて、当該降任又は転任をされた日（以下この項及び附則第七項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第三項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第十四条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号俸の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第十四条第二項の規定により当該職員の属する職務の等級における最高の号俸の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

附則に次の四項を加える。

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第三項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第五項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 附則第五項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第三項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第五項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十条の四第二項及び第十一条第五項（第十一条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第五項、第七項又は第八項の規定による給料の額との合計額」とする。

（人事委員会規則への委任）

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、附則第三項の規定による給料月額、附則第五項の規定による給料その他附則第三項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「再任用職員等」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基
	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000		

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」や「定年前再任用短時間勤務職員」にのび、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基	基	基	基	基	基	基	基	基
	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円
	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400				

別表第三一の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」や「定年前再任用短時間勤務職員」にのび、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基	基	基	基	基	基	基
	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円
	296,200	338,600	393,000	466,000			

別表第三口の表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」や「定年前再任用短時間勤務職員」にのび、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基	基	基	基	基	基	基	基	基
	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円
	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500	

別表第三ハの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」や「定年前再任用短時間勤務職員」にのび、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基	基	基	基	基	基	基	基	基
	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円	準給料月額 円
	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600		

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」や「定年前再任用短時間勤務職員」にのび、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額	給料月額	額
	210,100	円	240,800	円	283,300	円	315,400	円	356,800	円	389,900	円
											441,000	円

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第三条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）

第十条中「、職員の給与に関する条例」の下に「（昭和二十七年徳島県条例第二号）」を加える。

第十条の二を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第十条の二 第四条、第四条の四、第八条の二及び第八条の三の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第十一条第二項中「定年退職の日から五年をさかのぼった日後の日」を「五十五歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、職員が六十歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員として任命権者が定める職員にあつては、六十三歳）に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員の給料については、職員の給与に関する条例附則第三項及び第四項の規定の例により任命権者が定めるものとする。

附則第三項を削る。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第四条 職員の分限に関する条例（昭和四十年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、法律」を「、法律又は他の条例」に、「の事由」を「及び降給の事由」に、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第五条中「をその意に反して降任し、免職し、又は休職に」を「に對し、その意に反して、降任（法第二十八条の二第一項の規定による管理監督職以外の職への降任を除く。）、免職又は休職の処分を」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の二項を加える。

(降給の事由)

3 職員が次の各号に定める規定の適用を受ける場合における法第二十七条第二項の条例で定める事由(降給に係るものに限る。)は、それぞれ次の各号に掲げる事由とする。

- 一 職員の給与に関する条例(昭和二十七年徳島県条例第二号) 附則第三項で定める事由
- 二 徳島県学校職員給与条例(昭和二十七年徳島県条例第四号) 附則第三項で定める事由
- 三 徳島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十七号) 附則第三項で定める事由
- 四 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号) 附則第二項で定める事由
- 五 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号) 附則第二項で定める事由
- 六 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号) 附則第五項で定める事由
(降給の手続)

4 前項各号に定める規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定又は任命権者が定めるところにより、当該規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第五条 職員の懲戒に関する条例(昭和四十年徳島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「期間、」の下に「その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第六条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条、第四条第二項、第十一条第一項第一号及び第十七条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第三号中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加え、同項第五号中「の一」を「のいずれか」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条の管理監督職を占める職員

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第八条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。以下「異動期間」という。)を延長された同条例第六条の管理監督職を占める職員

第二条の三第二号中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条に次の一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間を延長された同条例第六条の管理監督職を占める職員

第十七条中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同条の表第八条第二項第二号の項中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十四条第十一項の項を削り、同表第十八条第二号の項中「再任用短時間勤務職員」を「(定年前再任用短時間勤務職員」に、「(育児短時間勤務職員等」を「(育児短時間勤務職員等」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十八条の表第五条第十一項の項を削り、同表第十一条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「(平成三年法律第百十号)」を削り、同表第二十条第二号の項中「再任用短時間勤務学校職員」を「(定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「(育児短時間勤務学校職員等」を「(育児短時間勤務学校職員等」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

第十九条の表第五条第十一項の項を削り、第十三条第二項第二号の項中「再任用短時間勤務警察職員」を「(定年前再任用短時間勤務警察職員」に改め、同表第二十二條第二号の項中「再任用短時間勤務警察職員」を「(定年前再任用短時間勤務警察職員」に、「(育児短時間勤務警察職員等」を「(育児短時間勤務警察職員等」に、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務警察職員」に改める。

第二十一条第二号及び第二十二條第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し、二項、見出し、二項、見出し及び二項を加える。

（職員の給与に関する条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員等に関する読替え）

3 育児短時間勤務をしている職員に対する職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用を受ける場合における第十七条の規定の適用については、同条中「第二十条まで」とあるのは、「第二十条まで及び附則第三項」とする。

（徳島県学校職員給与条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務をしている学校職員等に関する読替え）

5 育児短時間勤務をしている学校職員に対する徳島県学校職員給与条例附則第三項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている学校職員が徳島県学校職員給与条例附則第三項の規定の適用を受ける場合における第十七条の規定の適用については、同条中「第二十条まで」とあるのは、「第二十条まで及び附則第五項」とする。

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例附則第三項の規定が適用される育児短時間勤務をしている警察職員等に関する読替え）

7 育児短時間勤務をしている警察職員に対する徳島県地方警察職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用については、同項中「」とする」とあるのは、「」に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

8 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている警察職員が徳島県地方警察職員の給与に関する条例附則第三項の規定の適用を受ける場合における第十条の規定の適用については、同条中「第二十条まで」とあるのは、「第二十条まで及び附則第七項」とする。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第九条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同項第二号中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二條の四第一項の規定により採用される」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条の管理監督職を占める職員

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第十条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された」に改める。

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第十一条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 法第二十六条の三第一項の条例で定める年齢は、年齢五十五年とする。

第二条第三項中「前項に規定する年齢」を「年齢五十五年」に改める。

（徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第十二条 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年徳島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二条の四第一項の規定により採用される」に改める。

（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第十三条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第十四条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第二項中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を加える。

第二条の四中「第五条の三」を「第五条の三の二」に改める。

第四条第一項第一号及び第三号中「引き続き」を「引き続き」に改める。

第五条第一項第一号及び第六号中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第二項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第五条の二第一項中「退職した者」の下に「警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二並びに附則第十二項及び第十九項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。」を加える。

第五条の三中「十五年」を「二十年」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第五条の三の二 第五条の二（前条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第五条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第一項中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（第五条の三の二並びに附則第十二項及び第十九項において「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。）により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条の二第一項に規定する俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合（特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも少ない給料月額を支給されることとなつた場合を含む。）」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号口の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第六条の二各号列記以外の部分中「第五条の二第一項」及び「同項第二号口」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第一号中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）」を加える。

第六条の三の表第六条の二の項中「第五条の二第一項の」を「第五条の二第一項（」に、「同条」を「第五条の三」に改め、同表第六条の二第一号の項読み替えられる字句の欄中「特定減額前給料月額」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。次号において同じ。）」を加え、同項読み替える字句の欄中「及び」を「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額（同条の規定により読み替えられた第五条の二第一項に規定する特定減額前俸給月額をいう。）。以下この号及び次号において同じ。）及び」に改める。

第六条の四第一項中「除く。以下」を「除く。第七条第三項第二号において」に改め、「額（以下」の下に「この項及び第五項において」を加える。

第六条の五第一項中「及び」を「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び」に改める。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十七条第一項中「。以下この条を」。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第一項中「（以下「施行日」という。）」を削る。

附則第二項から第三十一項までを削る。

附則第三十二項中「旧専売公社又は旧電信電話公社」を「日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）」に改め、同項を附則第二項とし、附則第三十三項を附則第三項とする。

附則第三十四項中「旧日本国有鉄道」を「日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）」に改め、同項を附則第四項とし、附則第三十五項を附則第五項とする。

附則第三十六項中「条例第三十六号」を「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年徳島県条例第三十六号。以下「条例第三十六号」という。）」に、「第五条の三」を「第五条の三の二まで並びに附則第十五項から第十八項まで及び第二十項から第二十四項」に、「附則第三十六項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第三十七項中「第五条の二」の下に「（第五条の三の二において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第十八項」を加え、同項を附則第七項とする。

附則第三十八項中「第五条」の下に「又は附則第十六項」を加え、「附則第三十六項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第三十九項中「附則別表第一」を「附則別表」に、「在職期間を」を「引き続きいた在職期間を」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第四十項を第十項とし、第四十一項を削り、第四十二項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額額の減額改定（第五条の三の二の規定により読み替えられた第五条の二に規定する俸給月額額の減額改定をいう。）によりその者の俸給月額額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

附則第四十三項中「職員の給与に関する条例」を「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年徳島県条例第四十一号）第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第四十四項を附則第十四項とし、附則に次の十項を加える。

15 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の定年条例（以下「令和五年旧定年条例」という。）第三条第二号に掲げる職員に相当する職員（以下「旧第二号定年職員」という。）にあつては、六十三歳）に達した日以後における最初の三月三十一日以後その者の非違によることなく退職したものの（定年の定めのない職を退職した者及び第四条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十五項」とする。

16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳（旧第二号定年職員にあつては、六十三歳）に達した日以後における最初の三月三十一日以後その者の非違によることなく退職したものの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十六項」とする。

17 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

一 令和五年旧定年条例第三条第一号に掲げる職員に相当する職員

二 定年条例第三条第二項に規定する職員

18 職員の給与に関する条例附則第三項（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十一年徳島県条例第六号）附則第二項においてその例による場合を含む。）、徳島県学校職員給与条例附則第三項又は徳島県地方警察職員の給与に関する条例附則第三項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

19 当分の間、前項に掲げる規定の適用を受ける者が退職した場合において、その者が当該適用を受ける日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額額を基礎として、第二条の四から第五条の三の二まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第六項から第八項まで、第十五項、第十六項及び第二十項から第二十四項まで、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年徳島県条例第四十八号）附則第十二項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第九号）附則第二項、第六項及び第七項の規定により計算した退職手当の額（特定任命により職員となつた後に退職した者にあつては、国家公務員退職手当法その他の法令の規定により計算した退職手当の額）に相当する額が、その者が現に退職したことに基づきこれらの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

20 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第十五項に規定する旧第二号定年職員及び附則第十七項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第十五項に規定する旧第二号定年職員にあつては六十三歳とし、附則第十七項各号に掲げる職員にあつては六十五歳とする。）に達する日」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十五項に規定する旧第二号定年職員及び附則第十七項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、附則第十五項に規定する旧第二号定年職員にあつては六十三歳とし、附則第十七項各号に掲げる職員にあつては六十五歳とする。）とする。」とする。

21 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超えるものに限る、人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）とあるのは「百分の三」とする。

旧第二号定年職員及び附則第十七項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
旧第二号定年職員	六十三歳
附則第十七項各号に掲げる職員	六十五歳

22 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三及び第五条の三の二の規定の適用については、第五条の三本文中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

23 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十一項の表の上欄に掲げるものが同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の前年度の末日までに退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員

にあつては、百分の二」とあるのは、「附則第二十一項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

24 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十一項の表の上欄に掲げるものが同表の下欄に掲げる年齢に達する日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第五条の三、第五条の三の二及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四号第一項及び第五号第一項の項、第五条の二第二号第一項の項及び第五条の三の二及び第六条の三の表第六号の項、第六条の二第一号の項及び第六号の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

別表を削る。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

第十五条 職員の再任用に関する条例（平成十二年徳島県条例第五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

（定年による退職の特例に関する経過措置）

第二条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第一条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第二条の規定による定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第三条に規定する定年（以下「旧定年条例定年」という。）を超える

職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新定年条例第四条第一項若しくは第二項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の常時勤務を要する職への再任用に関する経過措置）

第三条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「年齢六十五年に到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じたこれらの職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧定年条例第二条の規定により退職した者

二 旧定年条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあつるもの

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧地方公務員法」という。）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用することをいう。次項第五号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新定年条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新定年条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二條の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

四 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に
あるもの

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、
暫定再任用をされたことがあるもの

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
（定年退職者等の短時間勤務の職への再任用に関する経過措置）

第四条 任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相
当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例
定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、これらの職が施行
日の前日に設置されていたものとした場合において、これらの職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務がこれらの職と同種の職を占めているもの
としたときにおける旧定年条例定年に準じたこれらの職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報
に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十
五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、
常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。以下同じ。）に達しているもの
の（新定年条例第十二条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に

基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(暫定再任用職員の常時勤務を要する職への昇任等の制限に係る条例で定める職及び年齢)

第五条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(暫定再任用職員の短時間勤務の職への昇任等の制限に係る条例で定める職及び年齢)

第六条 令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の条例で定める年齢は、前項の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、同項の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項の職に係る年齢とする。

(定年引上げ職への暫定再任用職員の採用等に関する新定年条例定年の特例に係る条例で定める職等)

第七条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第三条又は第四条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超えるものとする。

一 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における同項の職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項の職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における同項の職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員の採用等の制限に関する経過措置)

第八条 任命権者は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第十二条に規定する年齢六十一年以上退職者（基準日前から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者）を、新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(人事委員会規則への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(施行日の前日までの間にする情報の提供及び意思の確認に係る条例で定める年齢)

第十条 令和三年改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第三項から第十項までの規定は、令和三年改正法附則第三条第五項又は附則第二条第一項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項、次条第二項並びに附則第十四条において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第十四条第二項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の等級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条

第二項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第十四条第二項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の等級に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第三項又は第四項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第八条第二項、第九条第二項及び第十八条の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第十一条第三項の規定を適用する。

7 新給与条例第十一条の四第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 職員の給与に関する条例第五条の三から第七条まで、第七条の三、第七条の五、第十条の二、第十四条第三項及び第六項から第十項まで並びに新給与条例第十四条第四項及び第五項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 第二項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第三条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定を適用する。

2 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第四条、第四条の四、第八条の二及び第八条の三の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の適用を受ける暫定再任用職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項は、任命権者が定めるものとする。

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第六条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第三項、第三条、第四条第二項、第十一条第一項及び第十七条の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 暫定再任用職員に対する第七条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項第一号の規

定の適用については、同号中「任用された職員」とあるのは、「任用された職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員を除く。）」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第八条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条の三第二号、第二十一条第二号及び第二十二条第一項の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 暫定再任用職員に対する第九条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員に対する第九条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員」とする。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第十条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第十二条の規定を適用する。

（徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 暫定再任用短時間勤務職員及び旧地方公務員法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員は、第十二条の規定による改正後の徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条第一項に規定する法第二十二条の四第一項の規定により採用される職員とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 暫定再任用職員に対する第十四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「以下」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下」とする。

（職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二十条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「附則第三十六項」を「附則第六項」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二十一条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五条の三」を「第五条の三の二」に、「附則第三十六項から第三十八項まで及び第四十一項」を「附則第六項から第八項まで」に改める。